

神勞発基 1116 第 1 号

平成 28 年 11 月 16 日

公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会長 殿

神奈川労働局長



安全衛生教育及び研修の推進について

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

さて、安全衛生教育及び研修については、平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号（以下「推進通達」という。）に定める安全衛生教育推進要綱に基づき推進してきたところですが、第三次産業や昨今の製造業における災害増加、メンタルヘルス対策・化学物質のリスクアセスメントの推進の重要性等を踏まえ、別添のとおり推進通達及び安全衛生教育推進要綱が改正されました。

つきましては、新たな安全衛生教育等推進要綱に基づいて労働者等の安全衛生教育及び研修を推進されますよう、会員等に対する周知等御協力をお願いいたします。